

条件付き一般競争入札

入札状況調書

業務委託の名称	ダイオキシン類測定業務委託			
委託箇所	栃木県那須烏山市大桶444番地 保健衛生センター内			
入札日時・場所	令和7年9月17日 南那須地区広域行政事務組合 2階会議室 午後1時30分			
落札価格	入札書記載額		¥	1,630,000
	消費税		¥	163,000
	計		¥	1,793,000
業者名	第1回			備考
株式会社 環境生物化学研究所	1,630,000			落札
株式会社 理研分析センター 福島営業所	1,784,400			

【入札参加資格】

条件付き一般競争入札に参加できる者は、公告日現在で、組合又は構成市町の令和7・8年度入札参加有資格者名簿に登録された者で、次に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、組合の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 栃木県及び組合(当組合の構成市町を含む。)の指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定に基づき「特定濃度(大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業及び水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業)」の区分で登録を受けていること。
- (6) 作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第33条の規定に基づき「作業環境測定機関」の登録を受けていること。

条件付き一般競争入札

入札状況調書

物 品 名	多用途透析用監視装置			
納 入 場 所	栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号 南那須地区広域行政事務組合立 那須南病院			
入 札 日 時 ・ 場 所	令和7年9月17日 南那須地区広域行政事務組合 2階会議室 午後1時30分			
落 札 価 格	入 札 書 記 載 額		¥	7,150,000
	消 費 税		¥	715,000
	計		¥	7,865,000
業 者 名	第1回			備 考
株式会社 日成メディカル	7,150,000			落札
サンメディックス株式会社 宇都宮支店	7,300,000			

【入札参加資格】

条件付き一般競争入札に参加できる者は、公告日現在で、組合又は構成市町の令和7・8年度入札参加有資格者名簿に登録された者で、次に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、組合の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 栃木県及び組合(当組合の構成市町を含む。)の指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されているものであること。

条件付き一般競争入札

入札状況調書				
物 品 名	ブラストチラー			
納 入 場 所	栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号 南那須地区広域行政事務組合立 那須南病院			
入 札 日 時 ・ 場 所	令和7年9月17日 南那須地区広域行政事務組合 2階会議室 午後1時30分			
落 札 価 格	入 札 書 記 載 額		¥	2,900,000
	消 費 税		¥	290,000
	計		¥	3,190,000
業 者 名	第1回			備 考
日本調理機株式会社 栃木営業所	2,900,000			落札

【入札参加資格】

条件付き一般競争入札に参加できる者は、公告日現在で、組合又は構成市町の令和7・8年度入札参加有資格者名簿に登録された者で、次に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、組合の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 栃木県及び組合(当組合の構成市町を含む。)の指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されているものであること。